

関東鉄工組合三河島支部規約草案

第一章 総則

第一条 本支部は関東鉄工組合三河島支部と称す
第二条 本支部事務所は三河島町一丁目番地ニ置キ
第三条 本支部規約は支部大会ニ依リテ変更スルコトヲ得

第二章 機関

第四条 本支部は役員ヲ置ク
支部長一名 副支部長一名 會計一名 會計監査二名
幹事若干名

第五条 本組合規約ニ從ヒ理事若干名ヲ選出ス
本支部は九支部ヲ置キ各部委員ヲ幹事會ニ選出ス

第六条 教育部 幹事會ニ附シテ調査部
支部大会ハ年二回定期ニ開催シ支部長之ヲ召集ス幹

第七条 幹事會ニ於テ必要ト認メタル時ハ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得
幹事會ハ幹事及役員ヲ以テ組織シ月一回定期ニ開催シ

第八条 支部長之ヲ召集ス緊急事項ニ對シテハ臨時幹事會
ヲ開催スルコトヲ得

第三章 會計

第九条 本支部は金全ヲ金拾拾ハス
第十条 本支部組合費ヲ金拾拾トシ婦人會員ハ金拾拾